平成２５年（フ）第１２４１８号
東京都大田区大森北１丁目16―10―204
債務者　津山　　祥
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４１９号
東京都世田谷区尾山台３丁目28―４　松屋ハイム３
債務者　小林マサ子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４２０号
東京都足立区新田３丁目37―11―218
債務者　荒木　愛子（旧姓杉本・佐久間）
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４２４号
東京都豊島区西池袋２丁目１―15―204
債務者　新谷　剛士
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４２５号
東京都練馬区平和台４丁目19―５―309
債務者　仲村　　龍
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４２６号
東京都足立区東和１丁目２―９―101
債務者　亀谷　恭司
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４２７号
神奈川県横浜市港北区菊名３丁目４―９―A―２
債務者　平子　拓朗
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４３０号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮６丁目51―７―203
債務者　川平　雅三
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４３１号
東京都江戸川区江戸川２丁目８―14―208
債務者　吉田　一生
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４３３号
東京都北区浮間３丁目34―２―101
債務者　飯田　朗子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４３４号
東京都北区神谷３丁目56―７―501
債務者　飯田　浩子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４４７号
東京都中野区東中野１丁目41―１―202
債務者　阿部智恵子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４５０号
東京都杉並区阿佐谷北６丁目23―５―202
債務者　下坂　康子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４５２号
東京都杉並区下井草１丁目20―20―203
債務者　内海　　尚
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４５９号
埼玉県川口市大字安行原1246―１―201
債務者　渡邊　　悟
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部